

近世たたら製鉄業と労働者飯米

— 出雲国田部家の「養米」を中心に —

中山 富 広

【キーワード】 たたら製鉄、鉄師、山内、養米、御買鉄制、鉄方法式

はじめに

近世における鉄師の経営動向は、製鉄技術と鉄価の高低に大きく左右されたが、山内労働者の飯米を確保することが経営上重要事であった。鉄師自身の小作米収入のほかに近郷の町場などで米を購入したが、出雲国の鉄師たちは飯米の大部分を松江藩からの借入・払下げに依存していたのである。この飯米獲得の仕組みは17世紀半ばから廃藩置県まで変わることはなかった。鉄師の経営が悪化した場合、拝借した飯米代銀を藩に返済できず、財産の差し押さえや破産宣告を受けた鉄師は多く、また藩から飯米を借入れることができなければ、たたら製鉄の操業は存続できなかったといっても過言ではなかった。

鉄師に払い下げられる労働者の飯米は養米（用米）とよばれている。この払下げ米について厳密に定義しているのが和田美幸氏である。氏は用米について「鉄師へ渡される米は払米のほか、拝借米、養米がある」と述べ、払米・拝借米・養米を総合したものが用米であるとした。払米は「先納銀の返済として払い下げられる米」で、その「払米の不足分を拝借米として借受け、これは翌年の三月から六月までの間に月割で返納」し、「養米は各鉄師が願って拝借し、翌年中に返済することになっていた」と説明する⁽¹⁾。「先納銀」については追々後述するとして、本稿では用米も養米も同じ用語として用いることとしたい。それは昭和15年頃に編纂された田部家の製鉄業史とでもいうべき「鉄業創始以来営業状態概略」に、「養米之事」と題して、「毎年千式百七拾五表ハ拝借米トシテ一定ノ米」を借り受けるとともに、「又差紙代ト称シ各邨へ割賦差紙ヲ以テ払下ヲ受ク、毎年数千表ノ融通ヲ稟ケ、是モ以下鉄山人別ノ養米トシ、其代価八年々数回ニ分納ノ自由ヲ与ヘラレ、如_レ此博大ナル恩恵ノ下ニ営業ヲナセリ」としているからであり、本稿も鉄方からの拝借米と郡方からの差紙米（御払米）を合わせて養米（用米）と規定しておきたい⁽²⁾。

さて、本稿で鉄山労働者飯米（養米）の分析を行うことにどのような研究史的意義があるのだろうか。それは近世社会における資本―賃労働という固有のあり方の解明にある。もちろんたたら製鉄業が西洋のような資本・賃労働制で成り立っているわけではないし、逆にまた「封建遺制的イメージ」で鉄師の存在形態が解明されるわけでもない。この点については師岡了介氏の整

(1)

理にゆだねたいが⁽³⁾、鉄師が不景気に直面した際、当然ながら賃銀や手当を引き下げようとする動向はあるものの、労働者の飯米が常に確保されていたことをどう理解するかということである。しかも労働者は三食とも白米飯を食していたのである⁽⁴⁾。少なくとも「半奴隷的労働」などといった視点では鉄師－労働者の関係は解明できないであろう。

以上のような点を念頭に置きながら、本稿の課題は藩から払い下げられる養米を分析することによって、近世後期の田部家（綿屋）の経営を通観することにある。出雲国最大の鉄師であった田部家は天明5（1785）年、寛政10（1798）年、弘化4（1847）年と3度も「主法入」したといわれる。相良英輔氏によれば、「主法入」とは鉄師の借財が嵩み、家産を藩に書入れし、藩による管理のもとで鉄山経営にあたることである⁽⁵⁾。こうした「主法入」の時期や、天保期・幕末維新期の凶作時にどのような養米の払下げがなされたのか。本稿は、鑪・鍛冶屋の個別経営分析や市場流通の分析でもないが、養米の分析を通じてたたら製鉄業の経営の特質を究明するための一助となれば幸いである。

I 松江藩の鉄山政策と養米

労働者用の飯米が藩から貸与されるようになったのがいつ頃からであるか明らかではないが、少なくとも慶安元（1648）年から始まった御買鉄制で実施されたことは確かである。山崎一郎氏によれば、御買鉄制とは鉄師が春期・秋期ごとに一定の操業回数を藩へ申請し、藩（鉄方）から操業回数に応じて飯米が貸与され、期末に鉄を藩へ納入して貸与米と相殺するという制度であったとする⁽⁶⁾。ただし同氏が指摘するように、ほかに駄別銀の徴収もみられることから、鉄師が生産した鉄をすべて藩が買い取ったわけではなく、鉄師は剰余鉄を自由に市場へ販売することも可能であった⁽⁷⁾。そうでなければ鉄師側に利益がもたらされることは困難であったと思われる。そこで御買鉄制の内容の一端を示すと思われる寛文12（1672）年の「御成稼目録」の一部を引用しよう⁽⁸⁾。

惣米合三拾壹万八千七百六拾俵	……………	(X)
(略)		
二口米合三拾貳万三千三百九拾俵	子暮御支配分	…………… (Y)
差引四千六百三拾俵	不足	…………… (A)=(X)－(Y)
米壹万六千俵	鉄仕入米不足	…………… (B)
二口不足米メ貳万六千三拾俵		…………… (C)=(A)+(B)
此銀四百拾貳貫六百目	俵貳拾匁之積	…………… (c)
外		
一、銀拾七貫九百壹匁貳分	大根島納	…………… (D)

近世たたら製鉄業と労働者飯米（中山）

一、同百四貫九百匁	御国中小物成	
一、同拾貫匁	御家中御礼銀、歩銀トモ	
一、八貫匁	紙運上	
一、同四百壺貫五百六拾匁	鉄売立銀	…………… (E)
内		
九拾壺貫五百六拾匁	御徳用仕入米差引	…………… (F)
五口ノ銀五百五拾貳貫三百六拾壺匁二分		…………… (x)
内 四百拾貳貫六百匁	右御支配・御鉄仕入二口不足	…………… (c)
残銀百三十五貫七百六拾壺匁二分	御遣方ニ成ル分	…………… (d)=(x)-(c)
内		
銀三百貫目	御家中諸色入用米銀トモ	…………… (G)
(略)		
銀ノ千八百七拾貫三百目		…………… (y)
内 千七百三拾貫三百目	不足	

最初の (X) から (C) まだが米建てによる収支差引で20,630俵の不足であり、銀にして (c) 412貫600目の赤字となっている。後半の (D) ~ (E) の5口の計 (x) は銀による収入分である。なお (x) は542貫361.2匁となり数値が合わないが原文書のままとしておく。そして (x) から米建て不足分の (c) を差し引くと (d) 135貫761匁余の黒字となる。しかし計算上は139貫761匁余となり、最後の不足額を考慮すると原史料は明らかに計算ミスであろう。(G) 以下の略には10項目以上の銀出費が書き上げられ、その銀額が (y) 1,870貫300目の支出額である。したがって (d) から (y) を引いた1,730貫300目が全体の財政赤字となる。(X) 米収入は銀にして6,375貫200目、(x) 銀収入が552貫361匁余であるから、6,927貫560目の総収入となる。したがって松江藩の総支出8,657貫目余となるから、支出を10とすれば収入は8という割合となる。

この史料で鉄に関する項目について検討すると、(B) 鉄師へ年貢米16,000俵が飯米として払い下げられていること、大坂等での鉄の売上高が (E) 401貫目余であり、うち (F) 91貫目余は「仕入米」とあるから、推測するに前年の払下げ米に見合った鉄を鉄師が納入することができず、その差額米を銀で回収した額であると思われる。ここで注目すべきは鉄師への払下げ米16,000俵が、後述するように、享保11 (1726) 年に始まる鉄方法式下においても16,000俵と規定されていることであり、19世紀に入ってもその俵数はほとんど変わることにはなかったということである⁽⁹⁾。これは何を意味するのであろうか。松江藩の山内労働者の飯米が近世を通じてそれほど変わっていないということは、操業時の延べ労働者数がほぼ一定であったということになる。年間の操業回数は増加しても鉄師の数は収斂されつつあり、17世紀半ばから幕末期に至るまで出雲の山内総労働者数にほぼ変化はなかったということにならないだろうか。このことは実証的な検討が要さ

れるが、たたら製鉄業の特色の一つがこの点にもあるように思われる。

次に享保11年の鉄方法式における先納銀制について検討したい。制度自体については先学の研究に明らかであるが、簡単にいえば、特定の鉄師に鑪10ヶ所、鍛冶屋3軒半の操業を認め、そして彼らが先納銀として銀160貫目を2月から9月まで分割納入し、その引当として年貢米を養米として受け取るというものであった。しかしなぜ先納銀制がとられたのであろうか。

この点について佐竹昭氏は、鉄師の大坂鉄問屋からの前借りを考慮する必要があり、前借りして年貢米代を先納するという構造的体制を維持する点に主眼があったとされる⁽¹⁰⁾。山崎一郎氏は「領内での貴重な年貢米払い下げ市場」という観点から、藩財政に「巨額の先納銀」を構造的に組み込むことを目的としたと論じ、また買鉄制下においても「寛文末年には16,000俵という数字を設定している。天秤導入以前、いまだ技術的に不安定で経営的にも脆弱な鉄山業にとって、この数字は過大な負担となった」とされ⁽¹¹⁾、年貢米払い下げを藩の強制によるものととらえているようである。しかし享保7(1722)年に郡奉行・柘植官兵衛が述べているように、「鉄師用米之儀月請に應じ、「鉄師願い次第」に「用米相渡され候」ものであり⁽¹²⁾、むしろ製鉄業を保護・育成しようとする公儀としての対応であったと評価したい。

しかしそれでも先納銀160貫目の意義は理解できない。この銀額は上述の寛文12年の松江藩の総収入からすれば、わずか2.3%にすぎず、「巨額」というわけではない。また160貫目は養米16,000俵の半額にあたり、またその先納銀については、「三月より一ヶ月壹歩八朱にして、十月迄利銀下さるべく候」と1ヶ月ごとに1.8%の利銀が付けられ、養米代の残額は「利米にて返上候とも、代銀上納仕り候共」、鉄師側の意思に任せられるとしているのである⁽¹³⁾。

このようにみえてくると、養米「半額」先納制とでもいうべき鉄方法式は、特定の鉄師の操業基盤を保証するもので、松江藩がこの法式で莫大な鉄山収入を確保するということとは無縁の政策であったことがわかる。藩の固定収入は「鉦・鍛冶屋運上、駄別銀は前々の通り小物成に結」んだものだけであり、「御成稼目録」にあるようにその額は微々たるものであった。

この先納銀は宝暦11(1761)年の鉄山条目で年額銀100貫目に改訂されているが⁽¹⁴⁾、はたして先納銀制度がうまく機能していたのか、あるいはそもそも先納されていたのかどうか、これまでの研究史をみても鉄方法式は幕末に至るまで基本的に維持されたと言及するのみで、実証的に明らかにはされていないと思われる。

II 近世後期の養米払下げと代銀上納

1. 安永～文化年間の養米と経営

田部家の養米払下げの内訳がわかるのは安永3(1774)年以降である。この年の「鉄方御用留」に9月付で拝借米と差紙米の払下げ願いが書き留められており⁽¹⁵⁾、そしてこの年から文化13

近世たたら製鉄業と労働者飯米（中山）

（1816）年まで、払下げ米とその分割による代銀上納を記した「年々御納米代銀上納留帳」が作成されている。ここではまずこの史料から検討していくこととする。

表1は安永3年から寛政3年までを示したものである。安永3年の「鉄方御用留」によれば、「用米」（鉄方米）900俵の代銀は翌年3月から6月まで分割納、また「用米」（差紙米）は5,000俵を願い出、うち1,500俵は仁多郡から払い下げてもらいたいとし、年内に代銀の一部40貫目を上納し、残りは来年早春より返済したいと願い出ている。そして表1に戻ると、同年の11月に25貫目、同年暮に20貫目が上納されて、計45貫目の返済となっている。残りは翌年の6月から8月にかけて

表1 養米の借入とその返済状況

上段：俵、下段：銀匁

	鉄方米	差紙米	計	当年納	翌年納	計	差引	備考
安永3 (1774)	900 18,900	5,000 110,000	5,900 128,900	45,000	90,000	135,000	6,100	買米521俵2斗あり
〃 4 (1775)	900 18,900	4,600 105,800	5,500 124,700	30,000	99,000	129,000	4,300	買米656俵あり
〃 5 (1776)	900 19,800	5,000 130,000	5,900 149,800	30,000	119,800	149,800	0	買米430俵あり
〃 6 (1777)	900 18,630	3,000 66,000	3,900 84,630		84,630	84,630	0	買米781俵あり
〃 7 (1778)	900 20,250	1,000 25,000	1,900 45,250		45,250	45,250	0	養米〆5,174俵、うち 1,500俵3年賦
〃 8 (1779)	900 18,450	2,500 55,000	3,400 73,450		73,500	73,500	50	養米〆5,112俵
〃 9 (1780)	900 19,800	3,000 72,000	3,900 91,800		91,800	91,800	0	養米〆5,229俵
天明元 (1781)	900 19,800	4,500 108,000	5,400 127,800		91,800	91,800	Δ 36,000	天明3年4月皆済、 養米〆6,782俵
〃 2 (1782)	1,100 26,400	3,800 125,200	4,900 151,600		98,400	98,400	Δ 26,800	天明4年3月皆済、 養米〆6,273俵
〃 3 (1783)		5,400 162,000	5,400 162,000		162,000	162,000	0	養米〆5,464俵
〃 4 (1784)	1,200 30,600	3,300 90,750	4,500 121,350		18,250	18,250	Δ 103,100	差紙米（勝手方米） 15年賦
〃 5 (1785)	900 19,530	3,000 70,500	3,900 90,030		70,200	70,200	Δ 19,830	同7年より3年賦 養米〆4,324俵
〃 6 (1786)	900 16,200	2,300 59,960	3,200 76,160		76,160	76,160	0	養米〆3,893俵
〃 7 (1787)	1,500 37,500	3,200 57,600	4,700 95,100		93,600	93,600	Δ 1,500	
〃 8 (1788)	900 21,060	4,100 90,200	5,000 111,260		111,370	111,370	110	
寛政元 (1789)	900 18,360	3,000 66,000	3,900 84,360		84,360	84,360	0	養米〆4,424俵
〃 2 (1790)	900 18,900	3,000 66,000	3,900 84,900		18,900	18,900	Δ 66,000	寛政4年皆済 養米〆4,407俵
〃 3 (1791)	900 22,500	3,800 86,800	4,700 109,300		109,300	109,300	0	養米〆5,368俵

注) 「年々御納米代銀上納留帳」(安永3年)により作成。

90貫目が上納されたのであった。払い過ぎ分6貫100目は鉄方運上銀に回されている⁽¹⁶⁾。

このようにみえてくると、先納銀制が実際に行われていたかどうか疑問である。安永6年から8年以内の代銀上納もみられなくなる。安永9年の「鉄方御用留」では、差紙米3,000俵の代銀上納を「来丑早春より七月まで」と願い出ているから、表1に明らかなように鉄方米も含めて養米代銀の返済は翌年納めが認められたことになる。

ところで鉄師を苦しめた幕府の鉄座の設置は安永9年8月であり、それは天明7年9月まで続いた。このことは表1の返済状況にも表れている。すなわち天明元年と同2年に払い下げられた養米は翌々年まで返済が延び、同4年分は2年後に103貫目余の未納代銀が15年賦返済となっていることがうかがえる⁽¹⁷⁾。また天明5年10月には田部家は借財がかさみ、田畑・山林・家財とも「御取上げ」になった⁽¹⁸⁾。本稿の「はじめに」で述べた「主法入」である。この主法からの脱却予定は次の史料から本来は寛政元年であったと推測される。

私義高借に及び相続相成り難く御座候に付て、七年以前已（天明5）春数々御恵み成され下され、家内万々稠敷取縮等も仕り、去々年（寛政元）迄年賦銀等も払出し仕り、仮成取続も相成るべき哉と存じ奉り候処、其後鉄船兩度難船仕り、其上去夏より秋迄鑪者とも残らず病難に付、四五か月の間鑪吹方一向相止め莫大の手当違いに相成り、彼是以て去暮に至り大辻六拾貫匁程も手部違い相成り申し候、右様之儀に付御米代上納の内三拾五貫目、御憐愍を以て当三月まで御猶予成され下され候故、去暮諸払い等も仮成に仕舞重々有り難き仕合せに存じ奉り候、此分上納手当は出来鉄等も御座候間、当三月中には速に上納仕るべしと存じ奉り候⁽¹⁹⁾

寛政3年2月のこの口上よれば、所有船が2度も難破したこと、昨寛政2年の夏から秋にかけて山内に流行病が蔓延し操業ができなかったことによって損失を出したが、本年3月までには養米代は上納できるであろうと述べられている。もちろん年賦やその他の借財はかなり残っていたものの、13代長右衛門の自信がうかがわれる。この口上では、このあとに続けて差紙米を今後5年間3,000俵ずつ払い下げてもらいたいと述べているが、その代銀上納は「一年越」、つまり翌々年上納を願い出たものであった。そのことを示したのが表2である。

表2は若干の説明が必要である。寛政5丑年を例にとると、同年は鉄方米900俵、差紙米（御払米）3,700俵を払い下げられたかたちになっているが、備考に示したように3,000俵は同3亥年に払い下げられた差紙米であり、1,600俵は同4子年に払い下げられた鉄方米と差紙米であった。したがって寛政5年の米4,600俵の代銀128貫余はこの年に上納すべき銀額を意味する。寛政6年と享和元年で予定通りの返済はできていないが、返済に関していえばおおむね順調のようである。

しかし寛政3年の口上から2年後の同5年3月に、長右衛門は「今以て勝手向差問え難渋」であったため、「五年の間逼塞仕り」「諸事成るだけ勘略」することを願い出た。本家には甥の下綿屋茂三郎に手代をつけて経営の建て直しを図らせたのであった⁽²⁰⁾。この「口上覚」で注目すべ

近世たたら製鉄業と労働者飯米（中山）

表2 養米の借入とその返済状況

上段：俵、下段：銀匁

	鉄方米	差紙米	計	上納代銀	差 引	備 考
寛政5 (1793)	900 27,450	3,700 101,000	4,600 128,450		0	米3,000俵亥納 米1,600俵子納
〃 6 (1794)	900 19,440	3,500 107,500	4,400 126,940	114,300	Δ 12,640	米3,000俵子納 米1,400俵丑納
〃 7 (1795)	900 18,540	3,000 69,000	3,900 87,540	87,504	Δ 36	米3,000俵丑納 米900俵寅納
〃 8 (1796)	1,275 7,613	4,030 98,300	5,305 135,913	135,915	Δ 3	米3,000俵寅納 米2,305俵卯納
〃 9 (1797)	1,275 3,405	4,100 119,700	5,375 153,105	153,105	0	米3,000俵卯納 米2,375俵辰納
〃 10 (1798)	1,275 32,130	4,100 110,150	5,375 142,280	142,280	0	米3,000俵辰納 米2,375俵巳納
〃 11 (1799)	1,275 29,708	3,850 101,175	5,125 130,883	134,897	4,015	米3,000俵巳納 米2,125俵午納
〃 12 (1800)	1,275 0,855	3,600 91,500	4,875 122,355	122,355	0	米3,000俵午納 米1,875俵未納
享和元 (1801)	1,275 3,023	3,200 86,400	4,475 119,423	88,708	Δ 30,715	米4,475俵申納

注）表1と同じ。上納代銀は翌年上納と翌々年上納の合計である。

き点として、「式拾年計り以来、勝手向不如意」と述べていることである。寛政5年から20年前は安永3年にあたる。これは「年々御納米代銀上納留帳」が記入されだした年にあたり、経営の悪化に対応してこの帳簿が作成されだしたのではないと思われる。

そして13代長右衛門が没した寛政10年は、大坂鉄間屋からの借銀一件があり、松江藩のすべての鉄師は家督を残らず藩へ書入れたのであった⁽²¹⁾。まさに田部家をはじめ鉄師たちの事業は平坦な道のりではなかったのである。跡を継いだ14代長右衛門はまだ19歳であった。享和2年、23歳となった長右衛門は「近年諸鉄直段追々不景気に相成り甚だ不勘定」と窮状を訴え、「鉄方より類外の御恵み仰せ付けられ、家業相続の御主法御立替」、すなわち寛政10年時の主法を改めて新主法による経営に移行し、「家内の者町内別宅へ引移り逼塞仕り、難洪の暮し方を以て何卒家名相続」に取り組むこととしたのである⁽²²⁾。しかし養米の払下げとその代銀上納に変化はみられない。表3に享和2年から文化13年までを示したが、すべての年で翌々年までに皆済となっていることがわかる。山内労働者への養米はどのような経営状況にあっても、安定的に確保されていたのである。

文化7年正月、14代長右衛門が31歳で病没し、跡を継いだ弟の長治郎も同年8月に没した。その跡に下綿屋茂三郎の子、穂五郎を当主にすえるも同月に夭逝した。その跡は下綿屋を相続していた佐一右衛門が17代として本家を継いだ。文化8年10月、為次郎こと佐一右衛門は主法中に逼塞した別家では手狭なので、本家において「諸事取扱方」すなわち経営の総指揮を行いたいと願っている⁽²³⁾。そして文化11年には寸志銀として銀20貫目を上納している⁽²⁴⁾。早くも経営が好

表3 養米の借入とその返済状況

上段：俵、下段：銀匁

	鉄方米	差紙米	計	翌年納	翌々年納	計	備 考
享和2 (1802)	1,275 31,238	3,800 96,900	5,075 128,138				
〃 3 (1803)	1,275 27,795	3,800 87,400	5,075 115,195	70,865	57,273	128,138	
文化元 (1804)	1,275 26,775	3,600 79,200	4,875 105,975				
〃 2 (1805)	1,275 26,138	3,800 79,800	5,075 105,938	69,778	45,417	115,195	
〃 3 (1806)	1,275 26,265	3,800 81,700	5,075 107,965	61,498	44,440	105,938	
〃 4 (1807)	1,275 31,875	3,800 100,700	5,075 132,575	61,160	46,805	107,965	
〃 5 (1808)	1,275 33,788	3,800 108,300	5,075 142,088	85,498	47,077	132,575	
〃 6 (1809)	1,275 31,875	3,800 102,600	5,075 134,475	94,998	47,090	142,088	
〃 7 (1810)	1,275 29,963	4,050 101,250	5,325 131,213	86,971	47,504	134,475	他に400俵（代銀 10,800）あり
〃 8 (1811)	1,275 29,963	3,800 96,900	5,075 126,863	75,145	56,068	131,213	他に800俵（代銀 20,400）あり
〃 9 (1812)	1,275 26,138	4,657 100,125	5,932 126,263	79,007	47,856	126,863	
〃 10 (1813)	1,275 32,258	5,575 147,738	6,850 179,995	79,407	46,856	126,263	
〃 11 (1814)	1,275 32,130	5,260 139,390	6,535 171,520	90,461	89,534	179,995	
〃 12 (1815)	1,275 25,883	4,160 91,520	5,435 117,403	20,796	150,724	171,520	但し40,820匁の猶予 あり
〃 13 (1816)	1,275 34,170	5,575 150,525	6,850 184,695	55,604	61,799	117,403	
				60,345	124,350	184,695	

注) 表1に同じ。

転したのであろう。この時期、「鉄業創始以来営業状態概略」によれば、「当時ハ商業上稍有望之折柄、発展ノ為ニ新起業ヲ請願致候モ、中々許可ヲ得ル事能ハス」と概述されており、田部家が積極的な経営姿勢、すなわち鑪・鍛冶屋を増設しようとするも、松江藩の認可がなかなか下りなかったことがうかがえる。

ここで田部家の養米の量的変化について検討しておこう。安永年間以前の養米の量は今のところわからないが、安永3年からの全養米は5,000~6,000俵台で推移していることがわかる。ただ天明年間と寛政初年あたりには5,000俵を下回る年も目立つが、操業を減らして労働者飯米を削減するというではなかった。「元来、鉄師稼ぎの儀退転致し候ては郡中の難渋に相成り申すべきに付き」とあるから⁽²⁵⁾、赤字を覚悟の上で「郡中」のために操業し続けなければならないということであろう。文化年間に入ると、ほぼ安定的に5,000俵台となる。寛政年間より近郷の町場での買米がほぼみられなくなるが、これは「田徳」=小作料米収入が安定してきたことを示すものと思われる。

2. 文政～幕末・維新期の養米と経営

文化14年から天保14年まで27年間分を示したのが表4である。この表には「先売米」があげられているが、これは春先に払い下げられる米であり、表2と表3では省略していたことを最初に断っておきたい。また「その他」の大半は「御払米春受」などであり、これも年貢米の払下げと考えるとよい。文政8年に6,500俵の養米がみられるが、総じてこの時期は4,000～5,000俵台とやや低下していることがうかがえよう。これは後述するように、小作料1,000俵前後が養米として繰り入れられていたからであろう。それにしても17代長右衛門（佐一右衛門）が没した天保7年は、大凶作だっただけに2,844俵ととくに低額であった。この点については後で検討したい。

さて17代長右衛門は松江藩にたびたび献金したが、これは「代々相続人寸志調達勤功称美筋書出」に書き上げられたものが田部家のすべての献金だとすると、これまで「主法」＝保護を受けても田部家が献金することはなかったということになる。前述の文化11年に続いて、文政7年には江戸藩邸類焼のため銀20貫目を上納し、翌8年には藩主斉齋の元服の情報をえて、翌年から銀20貫目を5年間、計100貫目を上納した。そして文政12年、天保2年にそれぞれ25貫目ずつ、天保7年には「三保関鯨組仰せ蒙られ寸志上納」銀として20貫目を出しているのである⁽²⁶⁾。これをもって田部家の経営が好転したと速断することはできないが、文政8年に佐一右衛門が「追々諸家督相増し候段、全く御厚恩故の儀」⁽²⁷⁾と藩に対して感謝の念を述べていることから、経営が好調であったことは否定できない。ただ藩財政の悪化にともない、これまでのように松江藩が大鉄師の活動を保護・保障するという一方的な関係を修正し、たたら製鉄業の産み出す利潤を藩財政の構造に組み込み、いわば両者の共生関係が本格的に強まったということも否定できないであろう。

次の18代長右衛門代は天保7（1836）年の経済的不況のさなかに家督を継ぎ、弘化4（1847）年には「主法入」という苦境に陥りながらも、よく堪えて田部家のさらなる発展に尽力した⁽²⁸⁾。表4をみると、天保7年の養米払下げはとくに少なく、また払下げ価格は表示していないが、1俵（0.4石）につき銀53.1匁と高騰しており、悪条件の中で家督を継いだことがわかる。鉄方（拝借）米は1,275俵と例年のように払い下げられているが、「大凶作に付き諸郡共養米払底」と、飯石・仁多郡の年貢米が払い下げられることはなかった。表4の御払米1,569俵は「神門郡へ千六百六拾五俵御割賦仰せ付けられ候得共、米稀の由にて九拾六俵相渡り申さず候、引き残り此如く受取」ったもので、「外に大原郡へ千貳百六拾俵御手形仰せ付けられ候得共、是又米払底の由に付き相渡り申さず候」⁽²⁹⁾と、養米を入手することはできなかったのである。この年の労働者への飯米はどのようにしてやりくりされたのか明らかではないが、この点については次節で簡単な検討をすることとする。

次に弘化年間以降の養米を示してみよう（表5）。弘化・嘉永年間には5,000俵前後で推移しているが、代銀は150貫目をこえ、安政年間以降は6,000俵をこえる年度が多く、代銀も米価上昇のた

表4 養米の借入とその返済状況

上段：俵、下段：銀匁

	先売米	拝借米	御払米	その他	計	当年納	翌年納	翌々年納	計	差引
文化14 (1817)	50 1,225	1,275 28,688	4,538 104,374		5,863 134,287	1,225	32,384	95,677	129,286	Δ 5,000
文政元 (1818)	50 1,100	1,275 28,688	2,292 50,424	902 19,597	4,519 97,514	9,697	13,439	74,378	97,514	0
〃 2 (1819)	50 1,100	1,275 25,883	2,654 58,388	500 11,000	4,479 96,371	5,516	24,210	54,645	84,371	Δ 12,000
〃 3 (1820)	50 1,100	1,275 26,138	2,973 65,406	500 11,000	4,798 103,644	1,100	3,473	51,102	55,675	Δ 47,969
〃 4 (1821)	50 1,150	1,275 26,775	3,129 71,967	300 6,900	4,754 106,792	1,150		100,400	101,550	Δ 5,242
〃 5 (1822)	50 1,125	1,275 26,520	3,458 77,805	300 6,750	5,083 112,200	2,382		109,818	112,200	0
〃 6 (1823)	50 1,100	1,275 26,138	3,115 68,530		4,440 95,768	1,100	11,858	82,810	95,768	0
〃 7 (1824)	50 1,250	1,275 30,600	3,525 88,125		4,850 119,975		92,200	27,775	119,975	0
〃 8 (1825)	50 1,500	1,275 35,063	4,725 141,750		6,500 178,313	1,500	30,457	146,356	178,313	0
〃 9 (1826)	50 1,325	1,275 29,580	4,345 104,280		5,670 135,185	1,325	67,476	66,384	135,185	0
〃 10 (1827)	50 1,300	1,275 30,600	3,089 80,314		4,414 112,214	1,300	64,780	46,134	112,214	0
〃 11 (1828)	50 1,675	1,275 40,136	4,213 141,136		5,538 182,973	1,675	71,440	109,858	182,973	0
〃 12 (1829)	50 1,450	1,275 31,875	3,195 89,460		4,520 122,785	1,450	62,166	59,169	122,785	0
天保元 (1830)	50 1,575	1,275 39,525	4,425 139,388		5,750 180,488	1,575	53,356	125,556	180,488	0
〃 2 (1831)	50 1,550	1,275 38,250	3,725 115,475		5,050 155,275	1,550	105,100	48,625	155,275	0
〃 3 (1832)	50 1,550	1,275 38,250	4,225 130,975		5,550 170,775	1,550	132,414	36,811	170,775	0
〃 4 (1833)	15 615	1,275 44,625	4,225 162,663		5,515 207,880	593	171,460	35,828	207,880	0
〃 5 (1834)	50 1,625	1,275 37,613	3,425 106,175		4,750 145,413	17,125	113,288	15,000	145,413	0
〃 6 (1835)	15 615	1,275 48,450	2,925 114,075		4,215 163,140		152,568	10,679	163,247	107
〃 7 (1836)		1,275 66,300	1,569 84,726		2,844 151,026	107	96,632		96,740	*1 Δ 54,286
〃 8 (1837)	30 1,290	1,275 38,250	2,465 83,810		3,770 123,350		123,350		123,350	0
〃 9 (1838)	10 450	1,275 51,000	3,425 139,055		4,710 190,505	7,845	182,660		190,505	0
〃 10 (1839)	20 590	1,275 31,238	2,025 51,638		3,320 83,465	600	82,865		83,465	0
〃 11 (1840)	50 1,325	1,275 28,050	2,125 47,813		3,450 77,188	32,486	44,702		77,188	0
〃 12 (1841)	70 2,030	1,275 35,063	2,625 76,125	150 4,350	4,120 117,568	22,058	75,585	19,925	117,568	0
〃 13 (1842)	50 1,300	1,275 30,600	3,445 83,714	680 16,524	5,450 132,138	1,300	130,838		132,138	0
〃 14 (1843)	50 1,625	1,275 38,250	2,625 85,313		3,950 125,188	1,625	136,563		138,188	13,188

注)「文化十四丁丑より年々御米銀上納留帖」により作成。* 1 不足分は10年賦上納。

近世たたら製鉄業と労働者飯米（中山）

表5 養米の借入とその返済状況

上段：俵、下段：銀匁

	先売米	拝借米	御払米	その他	計	当年納	翌年納	翌々年納	計	差引
弘化元 (1844)	50 1,965	1,275 43,350	3,325 113,050		4,650 158,365	1,965	156,400		158,365	0
〃 2 (1845)	50 2,000	1,275 45,263	2,825 107,350		4,150 154,613	2,000	152,613		154,613	0
〃 3 (1846)	50 1,825	1,275 41,438	3,475 116,760	650 21,840	5,450 181,913	8,094	128,694	45,125	181,913	0
〃 4 (1847)	50 2,000	1,275 45,900	3,525 132,188	450 16,875	5,300 196,963	2,000	118,689	76,274	196,963	0
嘉永元 (1848)	50 1,850	1,275 40,800	3,825 127,373	650 21,645	5,800 191,668	1,850	78,497	111,320	191,667	0
〃 2 (1849)	35 1,470	1,275 52,275	3,825 159,885	455 19,019	5,590 234,739	1,470	76,711	156,558	234,739	*2
〃 3 (1850)		1,275 68,850	2,370 127,980	390 21,060	4,035 217,890			217,890	217,890	0
〃 4 (1851)	70 2,730	1,275 43,988	2,825 100,287	950 33,725	5,120 180,730	2,730	7,319	170,681	180,730	0
〃 5 (1852)	50 2,075	1,275 47,175	2,625 99,570	750 28,520	4,700 176,995	2,075	81,507	98,658	182,240	5,245
〃 6 (1853)	50 1,975	1,275 45,900	2,625 97,913	455 16,971	4,405 162,759	7,220	155,539		162,759	0
〃 7 (1854)	50 1,975	1,275 44,625	2,625 91,875	650 22,750	4,600 161,175	1,925	149,378	9,872	161,175	0
安政2 (1855)	50 1,475	1,275 34,425	2,625 71,663	650 17,745	4,600 125,308	1,475	123,832		125,308	0
〃 3 (1856)	50 1,700	1,275 36,593	3,925 119,712	650 19,825	5,900 177,830	1,700	176,149		177,849	19
〃 4 (1857)	50 2,175	1,275 48,450	3,475 142,475	650 26,650	5,450 219,750	2,175	217,575		219,750	0
〃 5 (1858)	50 2,475	1,275 56,100	4,425 203,550	650 29,900	6,400 292,025	2,475	14,489	275,061	292,025	0
〃 6 (1859)	50 2,175	1,275 49,088	4,725 200,812	650 27,625	6,700 279,700	2,175	147,525	130,000	279,700	0
万延元 (1860)	50 2,800	1,275 66,300	3,925 215,875	520 28,600	5,770 313,575	2,800	203,608	107,167	313,575	0
文久元 (1861)	50 2,500	1,275 56,100	4,525 210,413	650 30,225	6,500 299,238	2,500	296,738		299,238	0
〃 2 (1862)	50 2,500	1,275 59,288	2,725 132,162	650 31,525	4,700 225,475	2,500	222,975		225,475	0
〃 3 (1863)	50 295	1,275 7,268	4,325 25,734	520 3,094	6,170 36,390	295	36,095		36,390	0
元治元 (1864)	50 295	1,275 8,033	4,725 31,185	750 5,090	6,800 44,603	12,895	31,708		44,603	0
慶応元 (1865)	50 575	1,275 14,790	5,025 63,315	1,950 25,090	8,300 103,770	20,435	83,335		103,770	0
〃 2 (1866)	20 400	1,275 24,225	4,925 99,485	455 9,191	6,675 133,301	400	51,701		52,101	*3 △81,200
〃 3 (1867)	50 725	1,275 13,216	3,325 34,465	325 3,575	4,975 51,981	725	35,831	15,425	51,981	0
〃 4 (1868)	25 463	1,275 21,675	2,525 43,430	455 7,826	4,280 73,394	463	56,771	16,160	73,394	0
明治2 (1869)		1,275 45,263	3,225 161,250		4,500 206,513		113,246	93,267	206,513	0
〃 3 (1870)		1,275 59,288	4,275 235,125	2,150 118,250	7,700 412,663	18,000	394,663		412,663	0
〃 4 (1871)		1,275 74,843	1,300 69,550	2,925 125,070	5,500 269,463	37,536	231,926		269,463	0

注)「文化十四丁丑より年々御米銀上納留帖」により作成。なお文久3年からは銀匁にかわって錢貫文。

*2 借入米代銀合計は原史料のまま。 *3 不足分のうち45,000貫文余は10年賦、36,000貫文は15年賦。

め200貫目を突破していることがわかる。また返済についてみれば、18代長右衛門が家督を継いだ天保7年の養米から翌年返済を行い、「主法入」の弘化4年から嘉永年間まで再び翌々年までとなり、安政5年から万延元年の3か年も翌々年までに延びている。これはやはり経営がおもわしくなかったことを反映しているのであろう。嘉永年間に「鉄山方は近年引続き諸鉄直段追々下落、其上鉄鋼不捌きに付て甚だ以て不手繰り」⁽³⁰⁾とあることから明らかである。しかし文久年間から数年間は翌年返済に戻る。これは相良英輔氏が指摘するように⁽³¹⁾、幕末期には鉄価の上昇によって大きな利益を出したことと照応しており、また慶応2年以降は鉄価以上に養米の価格が上回り、経営を圧迫したことがうかがえよう⁽³²⁾。

最後に、18代長右衛門（文久2年没）の寸志上納についてふれておきたい。表6によれば、「主法入り」の年であった弘化4年と翌年にあわせて銀にして220貫目を上納していることが注目されよう。また嘉永5年の銭1万貫文、安政2年の金1,000両、翌3年の金1,200両の寸志上納も多額の献金である。かつて筆者は「主法入り」を破産と表現したが⁽³³⁾、相良英輔氏が指摘されるように、その実態は藩への書入れであり⁽³⁴⁾、藩による鉄師・製鉄業の保護といった面が強いように思われる。弘化年間以降の度重なる寸志上納は、そうした藩の保護策に対応したものであろう。ちなみにこのあとも慶応元年には広瀬藩の財政「不如意」のため金1,000両を、また翌慶応2年には「長州征伐」に備えた松江藩に金1万両を献金した。

表6 18代長右衛門の寸志上納

年月	献金額	銀換算	事由
天保14年	銭1,586貫315文	銀 13,928匁	飯石郡初巢蔵増建て
〃	銭157貫500文	銀 1,488匁	江戸幡ヶ谷御抱屋敷焼失
弘化元年		銀 5,000匁	無運上鍛冶屋認可
弘化3年	銭200貫文	銀 2,000匁	大原郡久野川筋川浚え
〃	焚炭10,000貫匁	(37.5匁)	城下焚炭払底
弘化4年	銭22,000貫文	銀220,000匁	御上洛、2年分割納
〃	金50両	銀 3,180匁	御上洛馬代金
〃		銀 1,730匁	大原郡久野川普請入用
嘉永3年	銭158貫80文	銀 1,359匁	〃
嘉永4年		銀 5,250匁	御公役ニ付面割上納
〃		銀 15,000匁	〃 面割の外寸志上納
嘉永5年	銭10,000貫文	銀 95,100匁	御代替りに付き寸志上納
安政2年		銀 4,200匁	武州本牧警衛ニ付面割上納
〃	金1,000両	銀 67,580匁	〃 面割の外寸志上納
安政3年		銀 4,500匁	〃 面割上納
〃	金1,200両	銀 82,536匁	御公役ニ付寸志上納
安政4年		銀 4,500匁	武州本牧警衛ニ付面割上納
安政5年		銀 4,500匁	大坂表警衛ニ付面割上納
安政6年		銀 4,500匁	〃
安政7年		銀 4,500匁	京都警衛ニ付面割上納
計		銀453,815匁	

注)「代々相続人寸志調達功称美筋書出」(安政7年)により作成。

Ⅲ 養米の運用について

藩から払い下げられた養米が鑪・鍛冶屋（「ヶ所」）へどのように配分されていったのか、ここでは史料の制限もあるので、天保期を中心に検討しておきたい。田部家では各ヶ所から1年間に必要な養米を見積もらせ、それを集計して養米のいわば予算に当たるものを作成した。それが文政11（1828）年から記録された「諸事積書留」である。

まず表7-1として文政11年から天保7年まで、表7-2には天保8年から弘化2年までの養米の予算を示してみた⁽³⁵⁾。まず文政11年をみると、ヶ所では菅谷鑪が1,491俵と突出しており、

表7-1 諸ヶ所養米積りおよび田部家差引積り高（その1）

単位：俵

ヶ所	文政11	文政12	文政13	天保2	天保3	天保4	天保5	天保6	天保7
菅谷鑪	1,491	1,430	1,321	1,151	1,348	1,407	1,275	1,181	836
福原鑪	440	400	420	420	400	784	486		
菅谷鑪	476						瀧谷鍛冶屋		442
杉戸鑪	670	1,300	1,170	868	1,176	1,257	1,232	1,040	1,009
公谷鍛冶屋	695	703	567	428	778	556	550	527	382
中谷鍛冶屋	558	508	575	515	665	596	546	545	477
井原谷鍛冶屋	616	524	521	447	545	510	523	489	
その他	250				500		500		500
家元	2,000	1,910	2,180	2,026	2,065	2,095	2,295	1,850	1,850
計	7,196	6,775	6,754	5,855	7,477	7,206	7,407	5,633	5,196
諸ヶ所有米	728	1,090	204	204	516	175	990	488	100
先売米引受	50	50	50	50	50	50	50	50	
田徳米引元	750	1,070	750	1,000	1,300	750	1,300	1,000	300
足子米他	180	100	100	100	100	100	100	100	50
計	1,708	2,310	1,104	1,355	1,966	1,075	2,440	1,638	450
差引	5,488	4,465	5,650	4,500	5,511	6,131	4,967	3,995	4,746

注)「諸事積書留」(文政11年)により作成。

表7-2 諸ヶ所養米積りおよび田部家差引積り高（その2）

単位：俵

ヶ所	天保8	天保9	天保10	天保11	天保12	天保13	天保14	天保15	弘化2
菅谷鑪	864	923	829	945	982	999	926	900	930
杉戸鑪	1,005	950	886	965	1,010	750	758	685	750
郷城鑪鍛冶屋		400	1,017	1,092	939	1,113	1,204	1,131	1,201
大吉鑪				174	250	403	300	500	258
公谷鍛冶屋	513	512	495	478	480	556	580	500	495
中谷鍛冶屋	494	441		杉戸鍛冶屋		581	545	480	442
瀧谷鍛冶屋	415	391	398	450	489	500	431	439	462
その他						500		100	100
家元	1,500	1,500	1,500	1,500	1,630	1,810	1,760	1,800	1,800
計	4,791	5,117	5,126	5,604	5,780	7,212	6,504	6,535	6,438
諸ヶ所有米	0	261	944	1,260	450	549	1,324	703	1,308
先売米引受	50	30	50	50	50	50	50	50	50
田徳米引元	1,500	600	1,500	1,350	1,270	1,550	1,350	1,100	860
足子米他	100	100	60	74	118	164	100	140	128
計	1,650	991	2,554	2,734	1,888	2,313	2,824	1,993	2,346
差引	3,141	4,126	2,572	2,870	3,892	4,899	3,680	4,542	4,092

家元の2,000俵に次ぐ養米であることがわかる。家元の内訳については後述するとして、各ヶ所を簡単に説明しておこう。

菅谷鑪（吉田村）は、宝暦元（1751）年に鉦を打建て、安永6（1777）年に廃業されたが、その後寛政4（1792）年に再興された田部家を代表する鑪ヶ所である。安永6年の廃業後の山内は杉谷鑪（曾木村）や杉戸鑪（吉田村）へ移った。近世後期の松江藩内での田部家の鑪ヶ所は3ヶ所であったが、うち1ヶ所が菅谷鑪で系譜的には、川上鑪（掛合村）→菅谷鑪→杉谷鑪・杉戸鑪→菅谷鑪と続いた。

2ヶ所めは田代鑪（原田村、宝暦4年起業）で、安永6年に郷城鑪（朝原村）へ、寛政2年に井原谷鑪（掛合村）へ移る。いったん中絶するが文政7年に再興し、天保6年にはまたも中絶する。この井原谷鑪が表7-1の福原鑪である。そしてこのあとは福原鑪から郷城鑪（朝原村）へ移転する。

3ヶ所めは奥原鑪（松笠村）である。これは寛政6（1794）年に宮中屋徳左衛門から買受けた鑪で文化2（1805）年まで操業し、翌3年に廃業していた田代へ移り文政元（1818）年まで操業した。この時の廃業の理由は「其節鉄直段大いに引下げ候時節に御座候て、抛無く中絶」したのであった。しかし文政11年に「再興御願」を申請しており、おそらくそれが翌文政12年の杉戸鑪の操業開始となったものと思われる⁽³⁶⁾。

さて文政11年のその他250俵は「凶作に付き諸ヶ所にて人別稼ぎ増し」を見込んだ予備費とでもいうべきものであり、杉戸鑪は「新鑪打建て諸入用人夫扶持」など操業準備に備えたものである。こうして家元を含めた必要な養米は7,196俵とされた。このうち各ヶ所に残されている養米や小作米、下郡役の役米と思われる足子米など計1,708俵が見込めるので、差引5,488俵が必要とされているのである。表4に戻ると実際の払下げは5,538俵であるが、先売米を差し引くと5,488俵となる。しかしその後は一致しないが、天保7年を除けばほぼ近似値を示しているといつてよい。

天保4（1833）年は凶作のため米価が高騰し、「鉄山稼業躰引合い兼ね候は眼前に相見え申し候」状況のため、11月26日に各ヶ所の支配人が集會し、養米について1割ずつ減らすこととし、「其心得を以て米払方致すべき事」を申し合わせた⁽³⁷⁾。そのためか翌年の有米が990俵も残ることとなった。天保4年以上に大凶作であったのが天保7年である。菅谷鑪では350俵も予算を減らしている。支配人集會では「御米御直段比類無き高直故、鉄山御家業躰不差引眼前」に迫っているとして、「稼ぎ人別渡し諸賃銭諸雑用」を暫時引下げることを選定した。養米の引下げに関しては「給銭米升百文代銭渡し」とあり、また「鑪人別夜食其外一切小取米、都て升七拾文にして代銭渡しにいたし申すべき事」⁽³⁸⁾とあるから、一部銭にして渡したものと思われる。その後、菅谷鑪の養米は1,000俵以下のままであった。

次に見積り額が最も多い家元の養米について、その内訳について説明しておこう（表8）。表

近世たたら製鉄業と労働者飯米（中山）

表8 家元養米の内訳

単位：俵

	町鍛冶屋	村方山子	山番給	酒方	田地方	粟谷船他	家内飯料	職人下人	臨時	その他	合計
文政11	280	310	85	600	130	55	250	200		40	1,955
〃 12	280	230	85	430	100	55	280	250		200	1,910
〃 13	280	250	85	470	120	55	300	250	370		2,180
天保2	280	250	85	470	120	61	300	250	210		2,026
〃 3	280	250	85	470	120	60	300	300		200	2,065
〃 4	300	250	85	470	120	70	300	300	200		2,095
〃 5	300	250	85	450	100	60	300	300	250	200	2,295
〃 6	300	250	85	450	100	65	300	300			1,850
天保9	250	100	85	160	100	65	300	300	140		1,500
〃 10	250	100	85	300	100	65	300	300			1,500
〃 11	370	↙	85	250	100	45	350	300			1,500
〃 12	370	↙	85	380	100	45	350	300			1,630
〃 13	370	↙	85	450	100	45	360	300	100		1,810
〃 14	370	↙	85	400	100	45	360	300	100		1,760
〃 15	370	↙	70	360	100	150	360	360		30	1,800
弘化2	370	↙	70	360	100	150	360	360		30	1,800

注) 粟谷船他には、円寿寺齋米・医師、天保15年からは下綿屋分が入る。その他の200俵は閏月増し分、他は「一切助捨物引」。

の左側から順にみると、まず一つのヶ所である町鍛冶屋、そして文政11年には「山子人別」、同12年には「村方」と記されている村方山子への養米である。ただしこれは天保の大凶作を契機に100俵に減じられ、天保11年からは町鍛冶屋と同一会計とされているが、これはもともと吉田村の村方山子が町鍛冶屋に鍛冶炭を納入していたからであろう。酒方の養米は酒造米も含んだものであり、田地方は各村の小作地世話人への報酬であると思われる。臨時はすべて「凶作に付き諸事増し」を見込んで、いつでも対応できるよう準備したものである。

では各ヶ所の養米見積りはどのように行われたのであろうか。これまた凶作で米価高騰著しかった嘉永3年の菅谷鑑の事例を紹介しておきたい⁽³⁹⁾。

一、山内人別高八拾九人

七 稼人三拾三人

六 稼人壱人

八 稼人三人

三 子供女五拾貳人

壱日入用米四斗一升七合

四日分米壱石六斗六升八合

「稼人」の上にある七や六といった数字は1日当りの養米が七合、六合であることを示している。4日分の養米を計算しているのは一代（4日）ごとに見積もっているからであろう。1か月入用高としては7.5倍して12.51石、俵にして31俵1斗5升となる。これに加えて同年8月から10月までの3ヶ月分として、「山内人別右の割合を以て貸高」が83俵1斗6升、「手代中并外賄い入用」が10俵、「鉄穴師三人、壱日に付き式升四合にして日数七十五日分入用」が4俵2斗、「臨時」として5俵の計102俵3斗6升を計上している。年間に換算すると約410俵となり、1か月の飯米31俵1斗5升が年間約375俵となるから、総計785俵と見積もられることとなる。以下、町鍛冶屋

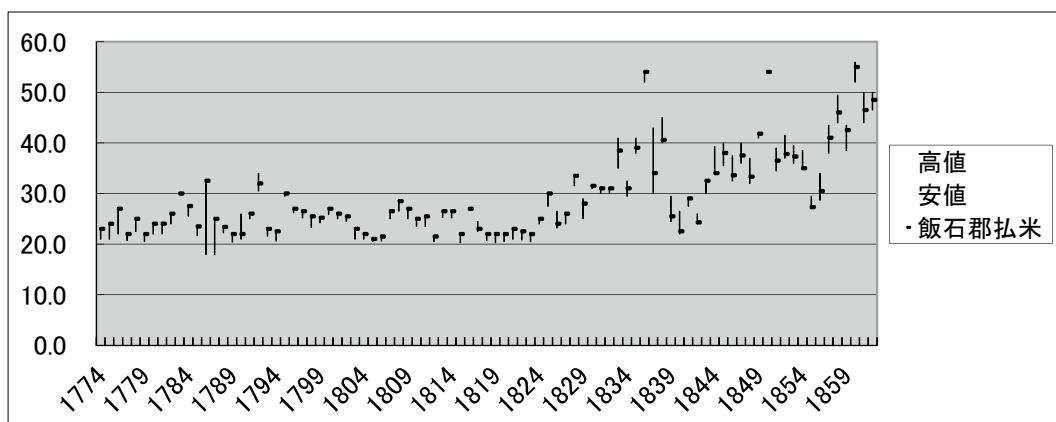
(山内人別57人)、杉戸鍛冶屋 (61人)、公谷鍛冶屋 (79人)、杉戸鑪 (91人)、茅野鍛冶屋 (70人)、瀧谷鍛冶屋 (67人) 郷城鑪 (96人) と見積もりが続く。

1日の労働者の養米が7合や8合とされていたが、これはおそらく天保7年頃から引き下げられた配給額であろう。労働者への貸米としての養米も見積もられていたが、これも減額されていたものと思われるが、これらの正確な数値については今後の課題としておきたい。しかし凶作時の養米が極端に引き下げられることはなかったのである。

おわりに

これまで養米の量的変化を中心にみてきたが、最後にこれらの米価の変動を検討しておきたい。下図は安永3年から文久2年までの払下げられた養米の1俵の高値と安値を示したものである。これによれば、天明年間と寛政初年に銀30匁を超える年がみられるが、寛政年間後半から文化・文政期は20匁台で安定している。しかし天保期には40匁を突破し、天保の大凶作後は一時20匁台に落ち着くが、弘化に入ると再び上昇し、以後は安政年間の一時期を除いて30匁、40匁台へと上昇していく。米価が田部家の経営に大きな影響を与えたことは確かであるが、これは鉄価の相場と合わせて検討されなければならない。幕末維新期については相良英輔氏の指摘があり、安政3年から鉄価格が上昇していき、文久3年から田部家の利益が急増するとされている⁽⁴⁰⁾。この文久3年は表5に示したように、養米額の表示が銀から銭へ切り替えられた年であり、このあたりの連関性も検討される余地がある。

また量的変遷については、少なくとも18世紀半ばから幕末維新期にかけて5,000俵前後から6,000俵が払下げられていることがうかがえた。もちろん天保年間のように3,000俵を割り込むことはあった。それは天保4年や同7年には労働者1日当りの飯米を引き下げたからであった。同



様に引き下げられた賃銭は翌天保8年にもとに復すが、養米の1日当りの支給額は引き下げられたままであった。

最後に、養米代銀上納に関していえば、寛政年間以降は翌々年までに上納することが許可され、天保期後半には翌年上納となる。いずれにしても鉄方法式で採用された養米代銀先納制はみられなかった。安永年間以前までは先納銀制であったのか、あるいは先納銀制は実施後すぐに頓挫したのか、また労働者側からみて養米の支給と労賃および諸支給物の関連も明らかではない。課題はあまりにも多いが、他日を期したい。

注

- (1) 和田美幸「『鉄方御用留 寛政四年～享和元年』について」（相良英輔編著『松江藩鉄師頭 取田部家の研究』鳥根大学、2009年）。
- (2) 田部家文書「鉄方御用留」（享和元年）のなかで、文化4年の「卯納鉄山養米積」として拝借米4,625俵、御払米11,850俵、計16,475俵の養米拝借願いを出しているから、あながち間違っているとは思われない。なお本稿で引用史料に所蔵者名を記していないのはすべて田部家文書である。
- (3) 師岡了介「田部家の語られ方—鉄師の『イメージ』とその形成過程」（『田部家のたたら研究と文書目録 [上]』雲南市教育委員会、2012年）。以下、『田部家』と略記。
- (4) 『菅谷鑑』（鳥根県教育委員会、1968年）。
- (5) 相良英輔「松江藩における近世中・後期たたら製鉄業の展開」（『田部家』）など。
- (6) 山崎一郎「17～18世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」（『史学研究』267号、2010年）、同「17世紀松江藩領における鑑操業と村」（『田部家』）。
- (7) 前掲山崎一郎論文「17～18世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」。
- (8) 鳥根県立図書館蔵「雲陽大数録」。従来この史料は、『新修鳥根県史』史料編2に所収されているが、武井博明氏（『横田町誌』1968年）や土井作治氏（「松江藩の鉄山政策と製鉄技術」『日本製鉄史論集』1983年）らによって言及されているように数値が合わない。筆者は同図書館において複数の写本を検討したが、最後の差引に遺漏があった。2012年に新しく刊行された『松江市史』資料編は、その点『新修鳥根県史』本より正確であると思われる。本稿では『松江市史』本と筆者が閲覧したものによっている。
- (9) 文化13（1816）年の養米19,000俵が最大であったと思われるが（「鉄方御用留」文化12年）、この前後の年はおおむね16,000俵前後である。
- (10) 佐竹昭「櫻井家の資産形成過程と鉄山証文」（『櫻井家たたらの研究と文書目録』奥出雲教育委員会、2006年）。

- (11) 前掲山崎一郎論文「17～18世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」。
- (12) 絲原家文書「享保八年寅年鑪御法被仰出候御書付写シ」（文化13年）、2008年度広島史学研究會日本史部会における鳥谷智之氏報告レジュメによる。
- (13) 絲原家文書「鉄山旧記写」（『新修島根県史』史料編2所収）。
- (14) 「鉄方御条目」（『新修島根県史』史料編2所収）。これによれば鑪所7ヶ所（鉄師8人）に100貫目の先納銀が命じられ、うち3分の1が10月から12月まで、残り3分の2は年が明けて2月から7月まで分割納とされた。
- (15) 藤原雄高「『安永五年 鉄方御用留』の検討」（前掲『松江藩鉄師頭取田部家の研究』）が、安永5年の養米払下げの史料を翻刻されているので参照されたい。安永3年もほぼ同文である。
- (16) なお安永7年が1,900俵、その前後の年も4,000俵を割り込んでいるのは、同6年に菅谷鑪が廃業したことの影響であると考えられる。
- (17) 「年々御納米代銀上納留帳」の寛政12年の箇所、このときの年賦について、差紙米3,300俵（代銀90,750匁）分は翌天明5年から寛政元年までの5年間に50,750匁を上納している。残り40貫目は寛政3年から同12年まで毎年4貫目ずつ「上納皆済」したのであった。
- (18) 相良英輔「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」（前掲『松江藩鉄師頭取田部家の研究』）、および前掲注（5）相良論文。
- (19) 「鉄方御用留」（寛政2年）。
- (20) 「鉄方御用留」（寛政4年）。前掲注（1）に翻刻されている。
- (21) 詳しくは前掲注（5）相良論文などを参照されたい。ただし、「鉄方御用留」（文政9年）などに、「三十一年以前寛政九巳十一月御仕入鉦仰せ付けられ候」とあるから、主法入りは10年ではなく、同9年のことではないかと思われる。
- (22) (23) 「鉄方御用留」（享和2年）。
- (24) (25) 「代々相続人寸志調達勤功称美筋書出」（安政7年）。
- (26) (27) 「鉄方御用留」（文政7年）。
- (28) 18代長右衛門豊房については前掲注（5）相良論文を参照されたい。
- (29) 「年々御米代銀上納留帖」（文化14年）。
- (30) 「支配人集会万留」（文政6年）。
- (31) 前掲注（5）相良論文など。
- (32) なお拙稿「田部家史編纂と『鉄業営業状態概略』（『田部家』）で指摘したように、明治2年の大凶作のため、田部家は養米を兵庫で買い入れようとしたが、取引相手の逐電によって大損失を出した事件があった。この件については紙数の関係で省略し後日詳しく論じることとしたい。
- (33) 拙稿「在来産業たたら製鉄の衰退過程とその歴史的意義」（勝部真人編『近代東アジア社会

における外来と在来』清文堂、2011年）。

- (34) 前掲注（5）相良論文。氏は「破産」状態を救ってもらうような「御願」になっているが、それほど深刻ではないときもあったのではないかと指摘されている。たしかに弘化4年前後の養米代返納の状況からみても肯首できよう。
- (35) なお田部家には広瀬藩領に八重瀧鑪と弓谷鑪があったが、ここには含まれていないことを断わっておきたい。もちろん表1から表5の養米も松江藩領のみであるが、広瀬領で弓谷鑪が操業されるのは寛政12年のことである（「鑪鍛冶屋起廢年月等書出」）。
- (36) 以上は、「鉄山殿合一巻書留」（文化5年）および「鑪鍛冶屋起廢年月等書出」などによる。なお鍛冶屋について所在を示しておく、公谷鍛冶屋は曾木村、中谷鍛冶屋は民谷村で天保10年に郷城に移転する。井原谷鍛冶屋は天保6年に瀧谷鍛冶屋（松笠村）へ移転する。
- (37) ～ (39) 「支配人集会万留」（文政6年）。
- (40) 前掲注（5）相良論文。

The Tataro-steel Manufacture and Hanmai-Rice for the Workers in the Early Modern Era

— Focusing on the Tanabes' Yomai-Rice in Izumo Country —

Tomihiro NAKAYAMA

In the Matsue Clan, the executive officer borrowed Hanmai-rice from Matsue Clan and gives the workers who engaged in Tataro-steel manufacture. Then, they will pay back a part on next year, and the remaining of paying would return on the year after next. This Hanmai-rice is called Yomai-rice in the Matsue Clan. This Hanmai-rice was disposed about 5,000 to 6,000 sacks of rice from middle of eighteen century to the end of Shogunate period. Naturally, there were also the years with less than 3,000 sacks, but the workers had been supplied stability. At least, this prepayment system have been adopted by the Tetsukata's style wasn't enforced.